

## 第2節 特殊建築物の避難施設等

本節は、だれもが安心して建築物を利用できるよう、また、災害時においても安全に避難できるよう避難施設等について定めたものです。

(適用の範囲)

**第13条** この節の規定は、次に掲げる建築物の当該用途に供する部分及びその敷地並びに当該用途に供する部分が一の建築物に2以上あり、当該部分が明確に区画されていない場合で、当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上あるときの当該部分及びその敷地について、適用する。

- (1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂、集会場又は火葬場の用途に供する建築物(集会場の用途に供する建築物については、その集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)
- (2) 物品販売業を営む店舗、マーケット、飲食店又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
- (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、遊技場、体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

本条は、本節の対象となる建築物の用途とその規模について定めたものです。

第1号から第3号に規定するもののほか、これらの2以上の異なる複合用途建築物で、当該床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物の当該部分とその敷地が対象となります。なお、異なる用途の部分明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しない場合は、それぞれ別の建築物と考えます(図1から図4まで)。

A部分が300㎡、B部分が800㎡の場合

物品販売店 A部分	映画館 B部分
--------------	------------

A部分・B部分とも、それぞれは対象規模以下ですが、合計が1,000㎡以上のため複合用途建築物として本規定の対象となります。

図 1

A部分が800㎡、B部分が400㎡の場合

美術館 A部分	物品販売店 B部分
------------	--------------

合計が1,000㎡以上のため複合用途建築物としてA部分、B部分とも本規定の対象となります。ただし、A部分とB部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しない場合はA部分のみが対象となります。

図 2

共用部分がある場合の床面積の算定については、共用部分を面積按分して求めます。

A部分が800㎡、B部分が400㎡、共用部分が600㎡の場合

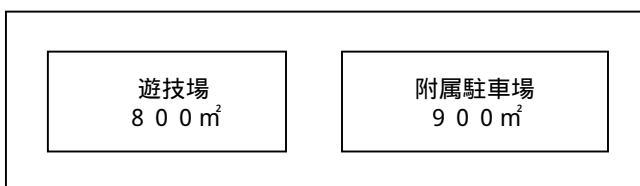
事務所 A部分	飲食店 B部分
共用部分	

B部分のみでは対象となりませんが、共用部分をA・B部分の床面積で面積按分しB部分に加えたものをB部分の床面積と考えます。 $400\text{㎡} + 600 \times (400 / 1200)\text{㎡} = 600\text{㎡}$ となり、B部分及び共用部分が対象となります。

図 3

また、用途の面積の算定については、建築物単位ではなく敷地単位でとらえます。用途上不可分の関係にある建築物の場合、その合計が本条各号に規定されている面積以上の場合には対象となります。

遊技場が800㎡、その附属駐車場が900㎡の場合



遊技場800㎡+附属駐車場900㎡=1,700㎡となるため、本規定の対象となります。

図 4

#### 第1号

診療所にあつては患者の収容施設のあるもの、集会場にあつては集会室の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限り対象となります。

なお、「集会室の床面積」とは、室の一部に設ける収納等を含み、室の形態を有する倉庫等を除きます

(図5)

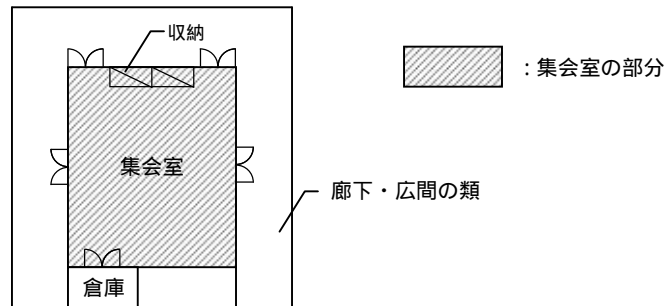


図 5

(屋外への出口等の構造)

**第14条** 建築物の利用者(以下この節において「利用者」といい、学校における児童又は生徒、病院における患者、劇場における客等当該建築物の主たる用途の利用者をいう。)用の屋外への主要な出口のうち1以上の出口の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、第46条第1項の規定に該当する出口を除き、90センチメートル以上とすること。

(2) 戸は、内開きとしないこと。

2 前項に規定する出口と道路又は建築物の周囲の広い空地(以下この項において「道路等」という。)との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合には、当該出口から当該道路等に通ずる間に傾斜路を設けなければならない。

3 前項の傾斜路の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1)以下とすること。

(3) 両側に側壁又はこれに代わるもの及び手すりを設けること。

(4) 高低差が75センチメートルを超えるものは、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

本条は、屋内から屋外へ安全に避難できるよう出口等の構造について定めたものです。

第1項

屋外への主要な出口のうち1以上の出口は、第1号及び第2号に定める構造としなければならないことを定めています。

第1項第1号

出口の幅は車いすで通過しやすい寸法である90センチメートル以上としなければならないことを定めています。幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含めない寸法で計測します。

第46条(屋外への出口)第1項では、本規定を除外していますが、興行場、公会堂及び集会場の屋外への出口の幅は1.2メートル以上としなければならないためです。

第1項第2号

円滑に避難するために建物の内側のみに開く戸の使用を禁止しています(図1)。

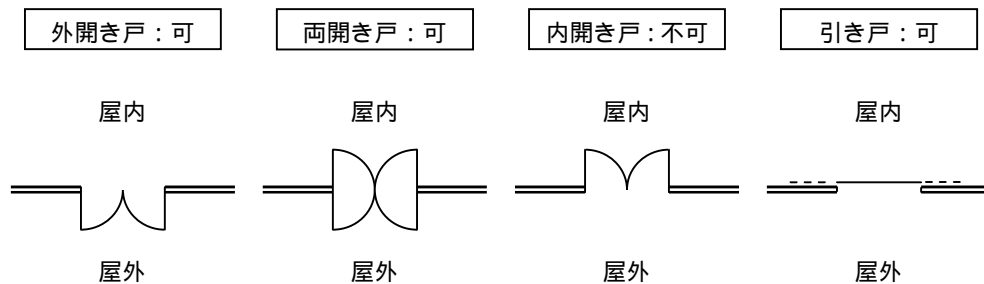


図 1

第2項

本項は、第1項の主要な出口と道路や建物周囲の空地の間に高低差がある場合における傾斜路の設置義務について定めています。

第3項

本条は、第2項の規定により設ける傾斜路の構造について定めています(図2)。

第3項第1号

傾斜路の幅は90センチメートル以上としなければならないことを定めています。幅については実際の有効幅をいいます。

第3項第2号

傾斜路の勾配について定めています。勾配は12分の1以下としなければなりません、高低差が16センチメートル以下の傾斜路の場合の勾配は8分の1以下とすることができます。

第3項第3号

傾斜路を円滑に利用するため、また、転落を防止するために、傾斜路の両側には側壁等及び握ることができる形状の手すりを設けなければならないことを定めています。なお、手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とするよう努めてください。

第3項第4号

高低差が大きな場合、連続して昇降することは困難であることから踊り場の設置について規定していません。高低の差が75センチメートルを超えるものについては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける必要があります。

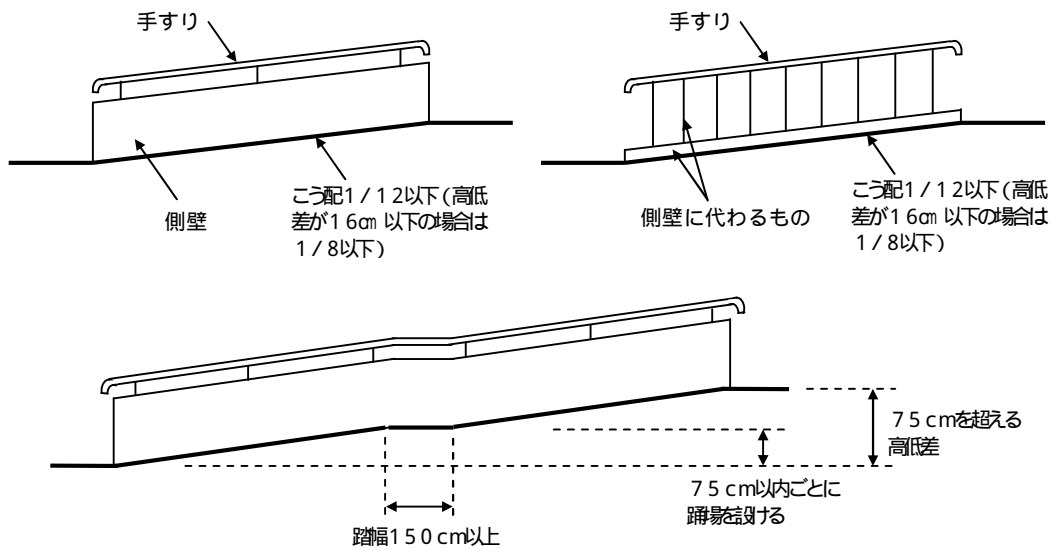


図 2

(居室及び便所の出入口の幅)

**第15条** 利用者用の居室の出入口(当該居室に2以上の出入口を設ける場合は、そのうち1以上の出入口)の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

2 利用者用の便所のうち少なくとも1の便所については、その出入口(当該便所に2以上の出入口を設ける場合は、そのうち1以上の出入口)の幅を80センチメートル以上としなければならない。

本条は、利用者用の居室及び便所の出入口の幅について定めたものです。

第1項

利用者が利用する居室の出入口のうち、1以上の出入口の幅は、車いすで通過できる寸法である80センチメートル以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含まない有効寸法で計測します。

第2項

利用者が利用する便所のうち、1以上の出入口の幅は、80センチメートル以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含まない寸法で計測します。なお、便所内の便房の出入口についてはこの限りではありません。

また、男女の区分がある場合は、それぞれ同様に適用されます。

(廊下の構造)

**第16条** 利用者用の廊下の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 幅は、1.3メートル(床面積の合計が200平方メートル以内の室のみに通ずるものについては、90センチメートル)以上とすること。ただし、第32条、第35条第1項及び第49条第4項第1号並びに政令第119条の規定により1.3メートルを超える数値以上としなければならないものについては、これらの規定の定めるところによること。
- (2) 勾配は、12分の1以下とすること。
- (3) 段は、傾斜路(幅が90センチメートル以上で、勾配が12分の1以下であり、両側に側壁又はこれに代わるものを設けたものに限る。)を併設した場合を除き、設けないこと。

本条は、安全に避難できるよう廊下の構造について定めたものです。

第1号

利用者が利用する廊下の幅は、1.3メートル以上とする必要があります。幅については手すりなどを含まない実際の有効幅をいいます(図1)。なお、床面積の合計が200平方メートル以内の室に通ずる専用のものについては、90センチメートル以上とすることができます。

ただし書きでは、政令又は本条例の規定により廊下の幅を1.3メートル以上としなければならない場合には、それらの規定によることを定めています。

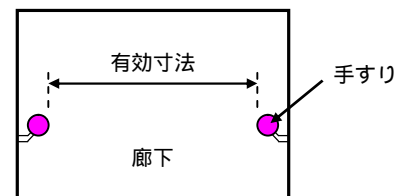


図 1

第2号

廊下に勾配がある場合は、12分の1以下とする必要があります。

第3号

廊下には原則として段を設けることはできませんが、傾斜路を併設した場合には段を設けることができます。傾斜路の構造は以下に定めるものとする必要があります。なお、幅については実際の有効幅をいいます。

- ・幅は90センチメートル以上とすること。
- ・勾配は12分の1以下とすること。
- ・転落を防止するために、傾斜路の両側には側壁等を設けること。

(階段の構造)

**第17条** 利用者用の階段の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 回り段を設けないこと。
- (2) 両側に手すりを設けること。
- (3) 階段室の出入口の戸は、避難の方向に開くことができること。

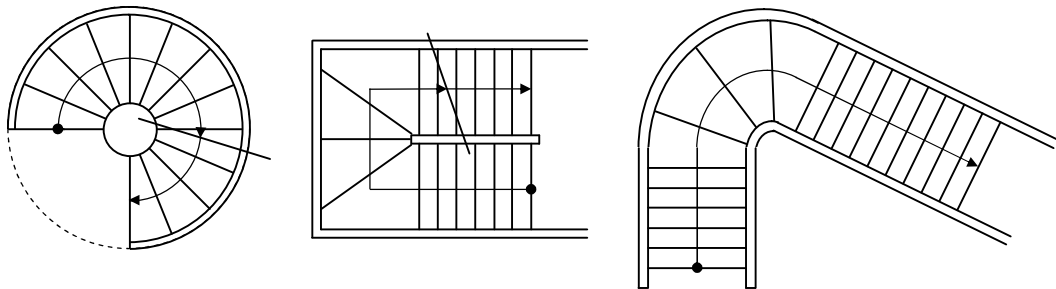
本条は、避難階又は地上に通ずる利用者用の階段の構造について定めたものです。

「利用者用の階段」とは、直通階段だけでなく建物の利用者が利用するすべての階段をいいます。

第1号

利用者が安全に階段を利用できるよう、利用者用の階段を回り段とすることを禁止しています。ここでいう「回り段」とは、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことをいいます。

(回り段の例)



第2号

利用者用の階段の両側には、握ることのできる手すりを設置する必要があります。

第3号

利用者用の階段で階段室の出入口に戸がある場合には、避難を円滑に行えるよう避難方向に開く構造とする必要があります。

(エレベーターの出入口の幅)

**第18条** 利用者用のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

本条は、利用者用のエレベーターを設置する場合の出入口の幅について定めたものです。かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいいます。

(制限の緩和)

**第19条** この節の規定は、建築物の規模、構造、設備又は配置により、市長が安全上及び避難上支障がないと認めたものについては、適用しない。

本条は、この節の規定が適用されない緩和規定を定めたものです。

建築物の規模、構造、設備又は配置により、安全上及び避難上支障がないと認めた場合には、市長の認定により緩和規定を適用できるものとします。